

議案第 23 号

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正規定中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。